

木津川市病児・病後児保育室 「おひさま」利用案内

木津川市では、子育てと就労の両立を支援するために、病氣中又は病氣の回復期にあるお子さんを一時的にお預かりする「病児・病後児保育」を京都山城総合医療センターと共同で実施します。

対象児童の年齢は、満1歳 ～ 小学校6年生です。

1. 対象児童

この事業の対象となる児童は、次のいずれにも該当する児童です。

- (1) 市内に住所または保護者の勤務・在学先がある満1歳から小学校6年生までの児童
- (2) 病氣等の回復期に至らない又は回復期にある場合にあり、医療機関における入院治療を要しないが、安静の確保に配慮する必要がある児童
- (3) かかりつけ医等による病児・病後児保育の利用が可能であるとの判断を得られた児童
- (4) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育が困難な児童

ただし、次のいずれかに該当する場合は、病児・病後児保育室の利用ができません。

- ①病状が重く、入院加療の必要があるとき。
- ②体温が38.5度以上あるとき。
- ③感染症等により他の児童へ感染の恐れがあると認められるとき。
- ④定員を超える等、病児・病後児保育の実施体制の維持が困難であるとき。
- ⑤その他病児・病後児保育の利用を不相当と認めたとき。

2. 事業の概要

開設日	月～金
休業日	土・日・祝日・12月29日～翌年1月3日
開設時間	通常保育：午前8時30分～午後4時30分 時間外保育：(早朝) 午前8時～午前8時30分 (延長) 午後4時30分～午後6時 ただし、①時間外保育は、別途料金が必要となります。 ②病児保育のみ通常保育となります。(時間外保育はご利用できません。)
利用期間	原則1回につき7日間を限度とする(休日等を除く)
定員	1日4人程度(症状等により増減あり)
保育体制	看護師・保育士
開設場所	木津川市木津上戸61番地1 三和ビル1階

3. 食事・おやつなど

給食・おやつをご希望される場合は、病児・病後児保育室で用意いたします。
ただし、お子様がアレルギーをお持ちの場合は、必ずおやつ（2回分）を持参してください（お弁当を持参いただくこともできます）。
粉ミルクは、携帯用のものを持参してください。

4. 利用料

利用料等は、お迎えの直前に京都山城総合医療センター会計でお支払いください。

【通常保育】1日・1回あたり 2,200円

(在勤、在学者：1日・1回あたり 3,300円)

給食・おやつをご希望される場合は、別途300円が必要です。

【時間外保育】30分あたり300円

※利用日当日午前7時30分以降、キャンセルされた場合、給食・おやつ代を負担していただきますのでご了承ください。

※利用状況によっては、施設等利用給付認定の対象となり、利用料の給付を受けられる場合があります。詳しくはお住まいの自治体の児童福祉担当課もしくは保育施設担当課へお問い合わせください（給付を受けるためには、事前に教育・保育認定を受ける必要があります）。

※次のいずれかに該当する利用者については、利用料を減額又は免除しますので、事前に健康推進課で申請してください。ただし、市外に居住している場合は、対象になりません。

- (1) 生活保護受給世帯。
- (2) 火災、地震等の災害により利用料の納入が困難であると市長が認めるとき。
- (3) ひとり親家庭等であって、かつ市町村民税非課税世帯であるとき（年度毎に申請が必要です）。

5. 利用方法

[事前登録]

- (1) 病児・病後児保育室の利用を希望される場合は、事前に利用登録が必要です。
利用登録にあたっては、「利用登録申請書」を健康推進課又は入所中の保育施設、入会中の児童クラブへ提出し、登録番号を記した利用登録証の交付を受けて下さい。
ただし、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、後日申請することができます。
(健康推進課へご連絡下さい。)

○利用登録申請書の設置場所

- ①健康推進課 ②保育施設 ③児童クラブ

○利用登録申請書の提出先

提出窓口	提出方法
健康推進課	持参、郵便
入所中の保育施設	持参
入会中の児童クラブ	持参

- (2) 「利用登録証」は次の窓口で交付します。
「利用登録証」と一緒に関係書類（「病児・病後児保育事業利用申込書」、「保護者からの病状連絡票」等）をお渡しします。

○利用登録証の交付窓口・交付方法

健康推進課・入所中の保育施設・入会中の児童クラブ	郵送又は手渡し
--------------------------	---------

[利用予約の前に]

かかりつけ医等と相談して、病児・病後児保育室の利用が可能であるという判断を得て、「病児・病後児保育事業診療情報提供書（医師連絡票）」の記入をして頂いて下さい。
ただし、次の場合はご利用いただけませんので予めご了承下さい。

<利用できない基準>

- 麻疹（はしか） ●インフルエンザ・水痘の急性期 ●下痢・嘔吐がひどい
- 脱水症状がある ●咳・喘息がひどい ●呼吸困難がある ●38.5℃以上の熱
- その他、医師により受け入れが不可能と判断された状態

※診察料及び「病児・病後児保育事業診療情報提供書（医師連絡票）」の作成料は、保険医療の扱いとなります。

※可能な限り、受診前に保育室の空き状況を確認することをおすすめします。

[利用予約]

- (1) 利用を希望する日の前日までに、京都山城総合医療センターへ電話もしくはメールで、当日の利用が可能かの確認をおこなってください。

京都山城総合医療センター

電話：080-2574-5744（病児・病後児保育専用）

（午前8時30分～午後5時 ※土日祝、年末年始を除く）

メール：ohisama@yamashiro-hp.jp

（24時間 ※時間外のお問い合わせは、翌営業日の返答になります。）

<予約のときに確認する内容>

- ・利用するお子さまのお名前、フリガナ、生年月日、利用登録証の登録番号
- ・保護者のお名前、ご連絡先 ・利用を希望する日時
- ・お子さまの体調や現在の体温
- ・お子さまの持病や、保育時に注意を要すること等の有無
- ・給食やおやつ¹の提供希望の有無（給食を希望する場合、食物アレルギーの有無や除去食の状況、ミルクの量や離乳食の状況（乳児のみ）等もご連絡ください）
- ・与薬希望の有無 ・保育料の減免認定の有無
- ・かかりつけ医への受診がお済みの場合、医師連絡票に記入された内容

※メールで申込まただく場合、保護者からの病状連絡票の写真を添付ください。

※月曜日の利用を希望される場合は、当日朝の8時15分までにメールで受入れできるかお問い合わせください。

※月曜日以外も、申込み状況により当日受入れできる場合があります。

※病院の連携医（小児科医）が不在の場合、病児保育は受入れができません。

- (2) 病児・病後児保育室へ持ち込む持ち物に名前を記入して下さい。

[利用の当日]

- (1) 病児・病後児保育室を利用する際には、次の書類を提出し、児童を預けて下さい。

○提出する書類

病児・病後児保育事業利用申込書

申込書には、必ず次の書類を添付して下さい。添付がない場合は利用できません。

- ①病児・病後児保育事業診療情報提供書（医師連絡票）
- ②保護者からの病状連絡票
- ③児童の健康保険証等の写し

○医療機関で処方された薬を持参される場合

必ず薬（1回分）と一緒に「与薬依頼書」を提出して下さい。

※薬の容器・袋には名前を記入して下さい。

※保護者の判断で持参された薬、市販薬の預かりはいたしません。

※「与薬依頼書」の添付がない場合は投薬できません。

(2) 病児・病後児保育室において持ち物確認及び看護師による簡単な問診を行います。
※当日の体温が38.5度以上ある等、お預かりできないと判断される場合は利用できません。

(3) 病児・病後児保育を利用して頂きます。
※病児・病後児保育室の利用中に児童の体温が38.5度を超えた時や水分がとれない、食べられない、寝られない、安静が保てない等、保育の継続ができないと判断された時には、緊急連絡先へ連絡させていただきますので、お迎えをお願いします。
※病児・病後児保育室の利用中に児童の体調が悪化し、緊急を要する場合には、医療処置や救急搬送等を行います。

6. キャンセルなど

申込みを変更・取消しされる場合は、利用日当日の午前7時30分までに京都山城総合医療センターへ電話もしくはメールでご連絡ください（電話は平日の8時30分から17時まで、それ以外の時間はメールのみの対応となります）。

※利用日当日の午前7時30分以降にキャンセルされた場合や無断キャンセルをされた場合は、用意していた給食やおやつをの代金を負担していただきますのでご了承ください。

7. 持ち物など

着替え、汗拭きタオル、口拭きタオル、哺乳びん、粉ミルク、スタイ（よだれかけ）、給食用エプロン、コップ、スプーン・フォーク・お箸、紙おむつ（紙パンツ）、汚物を入れるナイロン袋 等

「病児・病後児保育室 持ち物リスト」を参照し、ご用意ください。

※お昼寝用ふとんは、保育室で用意します。

※お子さんの体調によっては、電解質飲料（幼児用）をご持参いただいても結構です。

※粉ミルクは携帯用のものをご持参ください。

※お子さんの好きなおもちゃや絵本などをご持参ください。

※入室時には感染症予防のため、児童・保護者共にマスクの着用をお願いします。

8. 保育室の駐車場

お車で保育室にお越しいただく場合は、提携駐車場（保育室西隣のコインパーキング）をご利用の上、保育室でお申し出ください。駐車券をお渡しいたします。

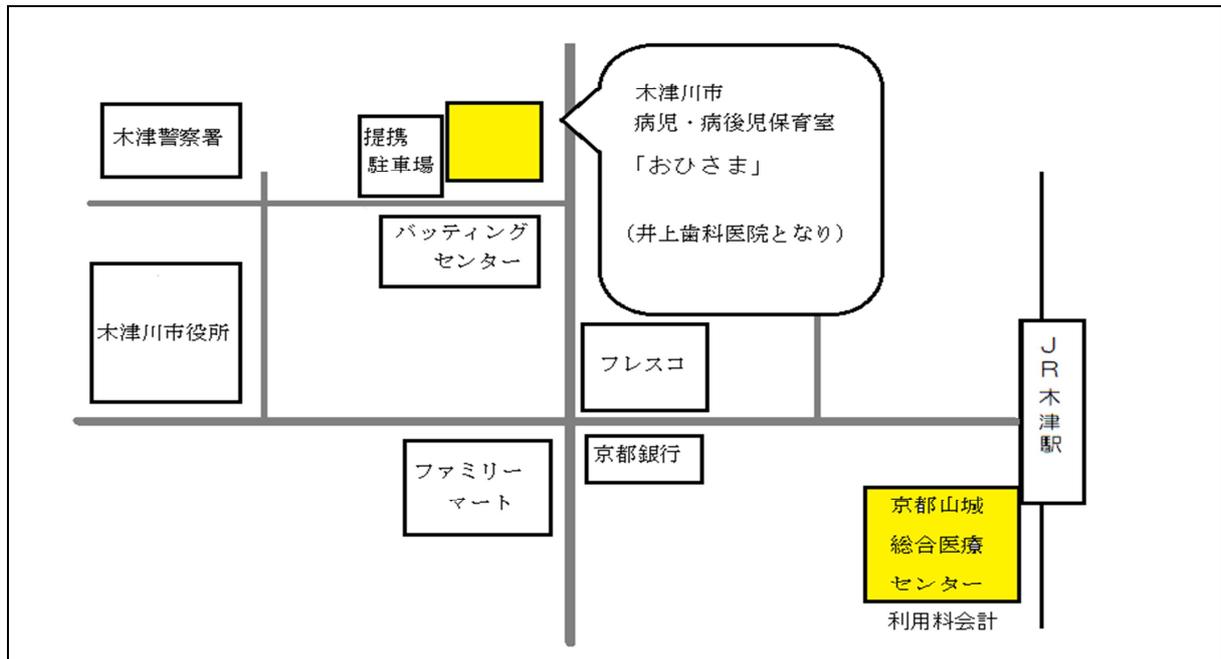
次の場合は、健康推進課へご連絡下さい。

○登録内容（住所、保護者の連絡先や勤務先等）に変更が生じたとき。

○新たに利用料の減免対象となる時、又は決定している減免の理由に該当しなくなったとき。

○市外転出等により、対象児童が入所条件に該当しなくなったとき。

位置図



連絡窓口

登録について / 利用料の減免申請について / 事業の内容について

木津川市健康推進課

住所：木津川市木津南垣外 110 番地 9 (木津川市役所 2 階)

Tel：0774-75-1219 (直通) / 0774-72-0501 (代表)

Fax：0774-72-0553

Mail：kenko@city.kizugawa.lg.jp

利用予約について

京都山城総合医療センター (病児・病後児保育専用)

住所：木津川市木津駅前一丁目 27 番地

Tel：080-2574-5744

Fax：0774-72-2155

Mail：ohisama@yamashiro-hp.jp

保育時間中の連絡先

木津川市病児・病後児保育室「おひさま」

住所：木津川市木津上戸 61 番地 1 三和ビル 1 階

Tel：0774-72-3301 (利用児童がいる時間のみ)